

砂川市訓令第15号

令和6年3月29日

砂川市公金収納事務委託規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市公金収納事務委託規程の一部を改正する訓令

砂川市公金収納事務委託規程（昭和61年訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。